

日 時 平成27年1月10日（土）19:00～20:10

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 (会長)中原 (副会長)松谷、梅田、小野

(町内会長)笠本、杉本、芥川、宮迫、藤井(若草六丁目町内会長代理)、原田、吉田、中島
松田、中村

(グループ代表)菊地、増尾、藤本 (事務局)妹尾、長谷川

(市民センター)木村、徳岡

〈敬称略〉

1.報告・連絡事項

(1) 会長から

① 追分南町内会との協議について

12月13日に第4回の協議で詳細についても合意を得たが、追分南町内会の役員会で疑義があったことから本日第5回の協議をし、次のような説明で理解を得た。

【疑義】理事の選出について、若草地区などは、戸数が100戸程度であり、そこから町内会長1名が理事となっているのに対して、追分南町内会は戸数約400戸であり、そこからも理事1人では、いわば「1票の格差」がある。

【説明】これには大きな誤謬がある。なぜなら、まち協則第6条に構成について規定されていて、まち協は「町内会・自治会および活動分野別のグループで構成する」とあり、その構成する団体の代表として理事になり出席していただくものである。一人ひとりの住民の代表ではなく、団体の代表である。よって、「1票の格差」ということは生じない。以前の、町内会の連合組織である自治連合会的时候も、町内会の大小にかかわらず、一町内会一人の役員であった。構成する団体は増えたが、まちづくり協議会も同様で、戸数は関係ないものである。他学区のまち協も同様である。

※今後、臨時総会で会則改正をして、それをもとに合意書を交わし、4月1日から加入していただくという方向になっている。400戸ほどの町内会が入ってくるので、各団体の活動が学区全体に広がり、活動が活発になるものと思われる。

② 地域史誌製作委員会の委員の募集について

地域史誌「志津南のあゆみ」を製作するために、以前の理事会で製作委員会を立ち上げ、委員を募集することとしていたが、その回覧の文書を作成した。

製作委員会は、まち協会長が委員長となって、10名程度の委員を募集する。

委員の作業内容としては、以下のとおり。

- i 写真・図面・地図等の資料の収集
- ii 年表等の資料の作成
- iii 聞き取り調査
- iv 記事の原稿の執筆
- v 編集方針・体裁・レイアウト等の決定
- vi 仕上げ

この件は、志津南ニュース 1月15日号にも掲載する。応募いただける方は、1月31日までに、まち協事務局（志津南市民センター内、TEL 507-6496）へ連絡願いたい。

町内会役員会やグループ会議などで、皆さんに伝えていただき応募をお願いしたい。できるだけ自主的応募を期待するが、状況によっては、町内会からの推薦も検討することになるかもしれない。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

① 若草二丁目町内会

若草一丁目からかがやき通りに入る交差点の路面表示は、年内に実施されるということであったが、どうなっているか。

【回答】市と業者の連携不足のため遅れているが、1月中には実施すると聞いている。

②若草五丁目町内会

ゾーン 30 のハンブについて、滋賀銀行の横に設置されたが、プラス薬局から町内に入った道路につける必要があるのではないかという意見があったが。

【回答】ハンブについては、一昨年ゾーン 30 の導入に当たり、交通安全対策協議会で議論して決定され、住民の皆さんにお知らせして設置したものである。ハンブは騒音・振動の問題があり、民家への被害も考慮する必要がある、近隣住民の了承も必要である。当面、現在の位置でその効果について様子を見るところで設置したものである。

③ふれあい推進委員会

左義長の準備について、明日 14 時に、若草一丁目から八丁目の町内会長は若草中央公園ゲートボール場に集まっていただき、そのほかの町内会長は、市民センターに集まっていただいて、協力願いたい。

2. 審議事項

(1) 臨時総会の議案について

前の理事会で決定したとおり、臨時総会は代議員 95 名が一堂に会するほどの内容ではないと判断し、文書審議で実施する。議案の会則改正案を次のとおり提示する。

なお、この議案が理事会で承認されれば、議案書と臨時総会案内文書と文書審議の回答書を、町内会長から代議員に配付していただきたい。回答書は、1 月 24 日までに町内会長に届けるよう依頼し、町内会長は 1 月 31 日までに事務局へ届けていただきたい。各種団体の代表者である代議員の分もその居住する町内会長にお願いしたい。

「追分南町内会が平成 27 年 4 月 1 日から志津南学区まちづくり協議会に加入することとなり、これに伴って会費を変更するもので、スケールメリットにより減額となる。

(会費)

第 20 条 会費は、志津南学区各町内会等の戸数に応じた金額とし、一戸あたりの額は次のとおりとする。

- (1) 一戸建は 125 円/月 (1,500 円/年)
- (2) 家族用賃貸マンションは 100 円/月 (1,200 円/年)
- (3) 単身者用・学生用の賃貸マンションは 25 円/月 (300 円/年)

付則

第 1 条 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

第 2 条 第 9 条第 2 項ただし書きの期間の算定には、平成 26 年度定時総会の日の前日までの期間は算入しない

施行細則の別図第 1 (第 2 条関係)「志津南学区まちづくり協議会の区域および加入町内会等」と、別図第 2 (第 3 条関係)「志津南学区まちづくり協議会 「組織と主な活動」」に、「追分南町内会」を追加し、「付則 この施行細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する」を追加する。」

【質問】マンションについては、分譲のものも建てられることがあるため、「集合住宅」という表現が今後のことを考えるとよいのではないか。また、分譲と賃貸とは金額に差を設けるのか。

【回答】分譲と賃貸は性格が異なるし、転居が多いと見込まれることから住民意識もちがうのではないか。そのことから賃貸居住者に負担がかからないほうがよいと思う。

現在のところ分譲マンションはないが、その建築が計画されるときは事前にわかるので、そのときに分譲マンションの規定を追加するということがよいのではないか。

【質問】年度途中での転居などは、月あたりの精算となるのか。

【回答】会則第 20 条第 2 項により、まち協会費は半年毎に収め、その途中の転居などは、期末に月単位で精算することとなっている。

【質問】町内会費が減ることとなるのか。

【回答】町内会費は減らない。あくまでまち協会費が下がるのである。差額は、町内会で有効に活用できるようになると考えている。

【意見】マンションの表現については、ハイツなど集合住宅にはいろいろ呼び名があるので、「マンション」のあとに「(集合住宅)」と入れたらよいと思う。

【結論】条文の中の「マンション」の文言のあとに「(集合住宅)」を追加して、議案は全会一致で承認された。

以上